平成30年度第2回自立支援協議会

平成30年12月11日（火）

資料3

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 部会名 | 平成30年度第1回権利擁護部会 | | |
| 日時 | 平成30年11月19日（月）　10：00～12：00 | | |
| 場所 | 板橋区役所南館4階 災害対策室A・B | | |
| 参加者 | 委員12名、事務局4名 | | |
| 会議の公開（傍聴） | 公開（傍聴できる） | 傍聴者数 | 2人 |
| ○報告事項  （１）障がい者差別相談の件数について   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | |  | 差別に関する相談 | 合理的配慮に関する相談 | その他 | | 平成29年度 | ４件 | ７件 | ６件 | | 平成30年度 | ０件 | ３件 | ０件 | | ※平成30年度は9月末時点 | | | |   （２）障がい者虐待通報の件数について   |  |  |  | | --- | --- | --- | |  | 通報件数 | 虐待認定件数 | | 平成29年度 | ２４件（２０件） | ０件 | | 平成30年度 | ２２件（２１件） | ３件 | | ※平成30年度は9月末時点  ※（　）は同一内容に係る通報等の重複分を除いた実件数 | | |   （主な質疑・意見）  ・他自治体の件数も報告し、他自治体との相談・通報件数の比較ができればよいのではないか。  ・年齢別や虐待種別（身体的・心理的・経済的虐待など）の統計も報告があるとよい。  ・差別や合理的配慮の不提供と判断されなかったケースや、虐待と認定されなかったケースについても共有するべき。  →件数報告に関する統計項目を精査し、個別ケースについては個人を特定できるような情報に注意しつつ、事務局・部会長と打ち合わせのうえ部会にて共有できるよう調整する。  ・差別、合理的配慮に係る案件について、相談とまではいかずとも関係者間で困りごとなどとして出てくるような話を集めてみてはどうか。当事者、家族、支援者等様々な立場の方が集まっているので、立場の違いによって見えてくる事例の違いなども共有したい。また、合理的配慮については悪い例だけでなく良い例もあげてもらえるとよい。  →権利擁護部会だけでなく、各部会の部会員宛てにも調査することを提案する。  （３）東京都障害者差別解消条例について  平成30年10月1日より施行された東京都の障害者差別解消条例について、主なポイントを抜粋して説明  ①民間事業者への合理的配慮の義務化  ②広域支援相談員の設置  ③紛争解決の仕組みの整備（あっせん、勧告、公表を行う調整委員会の設置）  ○協議事項  （１）平成３０年度差別解消法講演会に向けて  講演会の講師および内容について協議  協議の結果、部会員より推薦のあった講師へ講演を依頼し、日時等調整のうえ、講演内容については次回部会開催時に詳細を決定することとした。 | | | |
| 板橋区地域自立支援協議会  会長　是枝　喜代治　様  板橋区地域自立支援協議会権利擁護部会  部会長　木下　大生  自立支援協議会への提案  権利擁護部会で協議した内容から、以下のとおり、提案いたします。  １　障がい者の差別・合理的配慮の不提供に係る疑いのある事例の収集  各部会にて、差別・合理的配慮の不提供の相談には至っていないものの、それに準ずる事例である疑いのあるものについて収集し、差別・合理的配慮に関する潜在的な事例について把握する。  ２　事例の収集方法  各部会の次回開催時に、各部会員へ事例収集の依頼を行い別紙調査票を配付し、事務局にて回収する。  ３　収集した事例について  事務局にて集計のうえ、差別・合理的配慮の不提供に関する潜在的な事例の対策・解決方法等について権利擁護部会等において検討していく。 | | | |

板橋区地域自立支援協議会各部会 部会員 各位

**障がい者の差別・合理的配慮に関する調査**

日頃より、板橋区の福祉行政に多大なご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

権利擁護の分野においては、平成２８年４月に障害者差別解消法が施行され、平成３０年１０月には東京都の差別解消条例も施行されました。

しかし、差別・合理的配慮にかかる区への相談件数はあまり多くありません。

障がいのある方への差別や合理的配慮の不提供を未然に防ぐためにも、各部会員の皆様が見聞きした事例、相談を受けた事例、実際に体験した事例などで、区への相談には至っていないものの、差別や合理的配慮に関係するのではないかと思われる事例を教えていただければと思います。

（１）障害者差別解消法における差別とは、障がいがあることを理由として、正当な理由なくサービス等の提供を拒否する、制限する、条件を付けるような行為です。

（２）障害者差別解消法における合理的配慮とは、障がい者等から、社会的障壁の除去（困りごとの解消）を必要としている旨の意思の表明があった時に、実施に伴う負担が過重でない場合、社会的障壁の除去（困りごとの解消）のために必要かつ合理的な配慮を行うことです。

（３）内容については個別・具体的なもの以外でも構いません。（こういう話をよく聞く、こういう相談をよく受ける、など）

（４）差別解消法にあたるものかどうかわからなくても、少しでも疑わしいと思うものがあれば記載してください。些細な事でも構いません。

（５）合理的配慮については、悪い事例（合理的配慮の不提供）以外に、好事例（配慮をしてもらえた事例）もあれば、記載してください。

平成３０年度板橋区地域自立支援協議会 権利擁護部会

|  |  |
| --- | --- |
| 種別 | 差別に関する事例　　合理的配慮に関する事例　　その他 |
| 内容 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 種別 | 差別に関する事例　　合理的配慮に関する事例　　その他 |
| 内容 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 種別 | 差別に関する事例　　合理的配慮に関する事例　　その他 |
| 内容 |  |

※記載欄が不足する時は、適宜追加してください。

＜提出・問い合わせ先＞

〒１７３－８５０１　東京都板橋区板橋２－６６－１

板橋区 福祉部 障がい者福祉課 地域生活推進係　担当：砂川

電　話：０３－３５７９－２０８９　ＦＡＸ：０３－３５７９－４１５９

メール：f-chiiki@city.itabashi.tokyo.jp